

滝沢村議会定例会議事録（平成 22 年 3 月 4 日）：提案理由説明・委員会付託

○議長（角掛邦彦君） 日程第 24、議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制定することについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

◎総務部長兼経営企画部長（佐野峯茂君） 議長。

○議長（角掛邦彦君） 佐野峯総務部長兼経営企画部長。

◎総務部長兼経営企画部長（佐野峯茂君） 議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制定することについてご説明申し上げます。

この案件は、村政にかかわる重要な事項について直接に住民の意思を確認し、村政に反映させ、住民の村政への参加を推進することを目的として制定するものであります。住民投票は、住民と議会からの請求、または村長による発議により実施できることとしております。投票については、村内に 3 カ月以上居住する 18 歳以上の方が行えることといたしております。

なお、この条例は平成 22 年 10 月 1 日から施行するものであります。

以上で議案第 21 号の説明を終わらせていただきます。

○議長（角掛邦彦君） これをもって提案者の提案理由の説明を終結いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（角掛邦彦君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 21 号 滝沢村住民投票条例を制定することについてにつきましては、会議規則第 39 条第 1 項の規定により総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（角掛邦彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。